

宇治市雨水タンク設置事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、雨水利用による環境意識の向上及び防災意識の向上を図るため、雨水タンクを設置する者に対し、予算の範囲内で宇治市雨水タンク設置事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 雨水タンク 住宅の屋根等に降った雨水を貯留し、これを有効利用するための設備をいう。
- (2) 住宅 建物の延床面積の2分の1以上が居住の用に供されている住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に所有又は占有する住宅の敷地内に雨水タンクを設置した者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象設備)

第4条 補助金交付の対象となる雨水タンクは、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 市販されており、貯留容量が80リットル以上で密閉式のもの
- (2) 新たに購入し、設置したもの
- (3) 展示又は販売(住宅と一体的に販売する場合を含む。)の用に供するために設置していないもの

(補助対象基数)

第5条 補助金の交付対象となる雨水タンクの基数は、住宅1戸につき1基とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、雨水タンクの購入に要する費用の額(附属品の購入に要する費用の額

を含み、設置・運搬及びその他手数料等に要する費用の額を除く。)の4分の3に相当する額とし、20,000円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇治市雨水タンク設置事業費補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。

- (1) 申請者の住民票(担当課へ確認することに同意する場合は不要)
- (2) 申請者の納税証明書(担当課へ確認することに同意する場合は不要)
- (3) 雨水タンクの購入に係る領収書の写し及び明細書の写し(原本を提示すること)
- (4) 雨水タンクの製品名及び貯留容量等が記載された書類
- (5) 雨水タンクを設置した箇所の設置後の写真
- (6) 賃貸住宅又は共同住宅等に設置する場合、建物所有者等の承諾書
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に定める申請の期日は市長が別に定める期日とする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等によりその適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「交付決定者」という。)に対しては、宇治市雨水タンク設置事業費補助金交付決定兼確定通知書(別記様式第2号)により通知し、交付しないと決定した者に対しては、宇治市雨水タンク設置事業費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付決定兼確定通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日から30日以内に、宇治市雨水タンク設置事業費補助金交付請求書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、交付決定者に対して、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 市長の承認を受けずに、この要項の趣旨に反して雨水タンクを使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したとき。
- (3) その他この要項の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(調査及び指導)

第13条 市長は、補助金の交付に関する事務を適正に執行するため、補助金の交付に係る雨水タンクの設置及び管理の状況について調査し、指導することができる。

(協力)

第14条 市長は、補助金を交付した者に対し、雨水タンクの使用状況に関する情報の提供及び地球温暖化防止に係る市の取組に協力を求めることができる。

(管理義務)

第15条 補助金の交付を受けた者は、設置した雨水タンクを常に良好な状態で管理し、雨水の有効利用に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた者は、設置した雨水タンクを補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、5年を経過した後はこの限りでない。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成27年6月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要項は、令和7年4月1日から施行する。